

平成 30 年 1 月 17 日

長野県知事

阿 部 守 一 様

長野県公共事業評価監視委員会

委員長 永 藤 壽



平成 29 年度 長野県公共事業評価について (具申)

平成 29 年 8 月 10 日に当委員会へ提出された公共事業の評価案に対する意見については、別紙のとおりです。

## 総 論

近年、国内の各地は、数多くの自然災害に見舞われている。

本年度、県内においても、5月に発生した飯山市の山腹崩落に伴う土石流、6月に発生した木曽を震源とする最大震度5強の地震、また10月の台風21号、22号などを経験し、安全に対する県民の意識は高まりを見せている。

長野県においては、災害に対する地域の安全・安心の確保に加え、地域の活性化を支えるうえで不可欠な社会資本の整備に当たり、事業着手前、事業実施中、事業完了後の各段階で評価する公共事業評価制度を構築している。

本年度、当委員会にはこの制度に基づき、再評価4事業5箇所、新規評価5事業9箇所、事後評価8事業10箇所について意見が求められ、事業の必要性や進捗状況、事業効果の発現状況などの観点に加え、委員からの様々な意見も踏まえ審議を行った結果、いずれも県の評価案を妥当と判断したところである。

なお、審議に当たり、新規評価においては、実施事業計画段階における施設の維持管理がしやすい構造の検討、他事業と連携した管理計画の策定、再整備にも配慮した実施設計、再評価においては、道路整備によるまちづくりへの効果、既設道路沿線の環境改善、事後評価においては、評価結果を活かした新規事業計画への反映などの意見や提案がなされたところである。

本委員会としては、事業実施にあたっては、これら意見にも配慮しつつ、引き続きコスト縮減に努め、効率化、重点化により早期完成を図るとともに、実施過程の透明性を確保するためにも、今回の審議結果を今後の公共事業評価や事業実施に十分活用されることを期待するものである。